

日米貿易協定等の合意内容及び総合的な T P P 等 関連政策大綱改訂に係る基本方針に関する説明会

- 日時：令和元年 10 月 27 日（日）14:00～15:30
- 場所：日本消防会館（ニッショーホール）
- 議事次第：
 1. 日米貿易協定等の合意内容についての説明及び総合的な T P P 等関連政策大綱改訂に係る基本方針についての説明
 2. 質疑応答
- 資料：
 - 資料 1 日米貿易協定（概要）
 - 資料 2 日米デジタル貿易協定（概要）
 - 資料 3 農林水産品関連合意の概要
 - 資料 4 日米貿易協定の経済効果分析（暫定値）
 - 資料 5 日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）【暫定版】
 - 資料 6 日米貿易協定に係る関税収入減少額及び関税支払い減少額の試算について
 - 資料 7 <参考>日米貿易協定における日本の農林水産品及びアルコールに係る譲許内容

令和元年 10 月 27 日
内閣官房 T P P 等政府対策本部



昨年の日米共同声明に沿って交渉を行い、9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認。
日本時間10月8日(米国時間同7日)、署名。

- 世界のGDPの約3割(25.5兆ドル)を占める、日米間の物品貿易に関する協定。
- 昨年末のTPP11発効、本年2月の日EU・EPAの発効を背景に、本年4月以降、5ヶ月にわたる交渉で、短期決着。

主な交渉結果: バランスの取れた合意内容に

<農林水産品> 日本側の関税: TPPの範囲内

- コメ(調製品含め): 完全除外
- 林産品・水産品: 譲許せず
- TPPワイド関税割当枠: 新たな米国枠を設けず
- 和牛輸出: 65,005トンの複数国枠へのアクセス確保
- 酒類: 容量規制等の米国非関税措置の改善
- 日本の輸出関心が高い42品目: 関税削減・撤廃

<工業品>

- 自動車・自動車部品: 「関税の撤廃に関して更に交渉」と協定に明記
※協定の誠実な履行中は追加関税を課さない旨、日米共同声明に明記、首脳間で確認。
※数量制限・輸出自主規制等の措置を課さない旨閣僚で確認。
- その他工業品: 日本側関心品目を中心に関税削減・撤廃

関税撤廃率(貿易額ベース)

- 日本側: 84%、米国側: 92%

経済効果(暫定値)

- GDP押し上げ 約0.8% (4兆円)

日米共同声明(抄)

➤ 昨年の日米共同声明(2018年9月26日(米国時間))(抜粋)

- 3 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
- 4 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。
- 5 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。
 - －日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
 - －米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
- 7 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

➤ 日米共同声明(2019年9月25日(米国時間))(抜粋)

- 3 こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。
- 4 日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。

農林水産品関連合意の概要

1. 国民の主食である米の関税削減・撤廃の除外を獲得。
2. 脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイド枠（TPP11発効国全てが利用可能な関税割当枠）が設定されている33品目について、新たな米国枠は設けない。
3. 関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容。
4. 牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、2020年度のセーフガードの発動基準数量を、昨年度の米国からの輸入実績より低い水準に設定。
5. 全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。農林水産品の関税撤廃率は、TPPの関税撤廃率約82%より大幅に低い約37%にとどめた（もともと無税の品目を除き、今回関税を削減・撤廃等する品目数の割合で見ると21%）。
6. 牛肉の輸出について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保。
醤油、ながいも、切り花、柿などの輸出関心が高い品目で関税撤廃・削減を獲得。

農林水産物の生産減少額(暫定版) 約600億円～約1,100億円

※日米貿易協定とTPP11を合わせた生産減少額(暫定版) 約1,200億円～約2,000億円

- ※1 協定発効時から米国にはTPP11発効国と同じ税率を適用。
- ※2 協定は、国内手続完了の通知後、30日（又は別途合意する日）で発効。
- ※3 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

その他工業品関連合意の概要

◇ 日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い以下の品目を中心に、即時撤廃を含む、早期の関税撤廃、削減を実現。

① 我が国の高い「ものづくり」の力を体現する高性能な工作機械・同部品等

(例) ・マシニングセンタ(現行税率4.2%) : 2年目撤廃

- ・工具(現行税率2.9%~5.7%) : 即時撤廃/2年目撤廃/即時半減
- ・旋盤(現行税率4.2%~4.4%) : 2年目撤廃
- ・鍛造機(現行税率4.4%) : 2年目撤廃
- ・ゴム・プラスチック加工機械(現行税率3.1%) : 2年目撤廃
- ・鉄製のねじ、ボルト等(現行税率2.8%~8.6%) : 即時撤廃/2年目撤廃/ 即時半減/2年目半減

② 日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材

(例) ・エアコン部品(現行税率1.4%) : 即時撤廃

- ・鉄道部品(現行税率2.6%~3.1%) : 即時撤廃/2年目撤廃
- ・炭素繊維製造用の調整剤(現行税率6%~6.5%) : 即時半減/ 2年目半減
- ・蒸気タービン(現行税率5%~6.7%) : 2年目撤廃/2年目半減

③ 今後市場規模が大きく伸びることが期待される先端技術の品目

(例) ・3Dプリンタを含むレーザー成形機(現行税率3.5%) : 2年目撤廃

- ・燃料電池(現行税率2.7%) : 即時撤廃

④ 地域経済を支え、米国消費者のニーズが高い品目

(例) ・楽器(現行税率2.6%~5.4%) : 即時撤廃/2年目撤廃/即時半減

- ・眼鏡・サングラス(現行税率2%~2.5%) : 即時撤廃
- ・自転車・同部品(現行税率3%~11%) : 即時撤廃/2年目撤廃/ 即時半減/2年目半減

酒類関連合意の概要

日本側

✓ ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。

(注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税。

✓ ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。

(注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

米国側

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

✓ 日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

✓ 米国での日本産酒類の10表示^(注)の保護に向けた検討手続を進める。

(注) 国税庁長官が指定した地理的表示:ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(壱岐、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)

✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。

✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

総合的なTPP等関連政策大綱の改訂

総合的なTPP等関連政策大綱の概要

TPP等の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPP等の影響に関する国民の不安を払拭する政策を明らかにするもの。

【政策大綱実現に向けた主要TPP施策】

1. 輸出促進によるグローバル展開推進(TPP等の普及・啓発、中堅・中小企業等のための相談体制の整備等)
2. TPP等を通じた国内産業の競争力強化(イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進等)
3. 分野別展開(農林水産業(強い農林水産業の構築等)、食の安全・安心等)

政策大綱改訂の経緯

- 平成27年10月5日:TPP12大筋合意
⇒ 同年11月25日:総合的なTPP関連政策大綱を策定
- 平成29年7月6日:日EU・EPA大枠合意、同年11月11日:TPP11大筋合意
⇒ 同年11月24日:総合的なTPP等関連政策大綱を改訂
- 令和元年9月25日:日米貿易協定について日米首脳会談で最終合意を確認
⇒ 同年秋を目途に政策大綱を改訂する旨の基本方針をTPP等総合対策本部決定(10月1日)

政策大綱改訂のポイント

改訂にあたっては、政策大綱で明示した施策についての検証を行いつつ、下記の柱に沿って検討。

- 海外展開を推し進める**日本企業・日本産品等による新たな市場開拓**を促す
- 各協定の効果を最大限活かし、**国内産業の競争力を強化**する
- 強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、**農林水産業の生産基盤を強化**するとともに、**新市場開拓の推進**等

意義

- 円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、日米間のデジタル貿易を促進。
- 日米両国が引き続きデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となるもの。

概要

- 電子的送信に対する関税の不賦課
- デジタル・プロダクトの無差別待遇
- 電子署名の法的有効性を否定することの禁止
- 情報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止
- コンピュータ関連設備の自国内での利用・設置(データ・ローカライゼーション)要求の禁止
- オンライン上の商業活動を行う消費者の保護に関する法律の制定・維持
- 個人情報保護について定める法的枠組み及び迷惑メールの受信防止措置の採用・維持
- ソフトウェアのソース・コード及びアルゴリズムの開示要求の禁止(規制機関と司法当局の措置を除く)
- SNS等のコンピュータを利用した双方向サービスの提供者等の民事上の責任の制限
- 情報通信技術(ICT)産品に関する、暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止

1. 国民の主食である米の関税削減・撤廃の除外を獲得。
2. 脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイド枠（TPP11発効国全てが利用可能な関税割当枠）が設定されている33品目について、新たな米国枠は設けない。
3. 関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容。
4. 牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、2020年度のセーフガードの発動基準数量を、昨年度の米国からの輸入実績より低い水準に設定。
5. 全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。農林水産品の関税撤廃率は、TPPの関税撤廃率約82%より大幅に低い約37%にとどめた（もともと無税の品目を除き、関税を削減・撤廃等する品目数の割合で見ると21%）。
6. 牛肉の輸出について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保。醤油、ながいも、切り花、柿などの輸出関心が高い品目で関税撤廃・削減を獲得。

農林水産物の生産減少額(暫定版) 約600億円～約1,100億円

※日米貿易協定とTPP11を合わせた生産減少額(暫定版)
約1,200億円～約2,000億円

- ※1 協定発効時から米国にはTPP11発効国と同じ税率を適用。
- ※2 協定は、国内手続完了の通知後、30日（又は別途合意する日）で発効。
- ※3 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

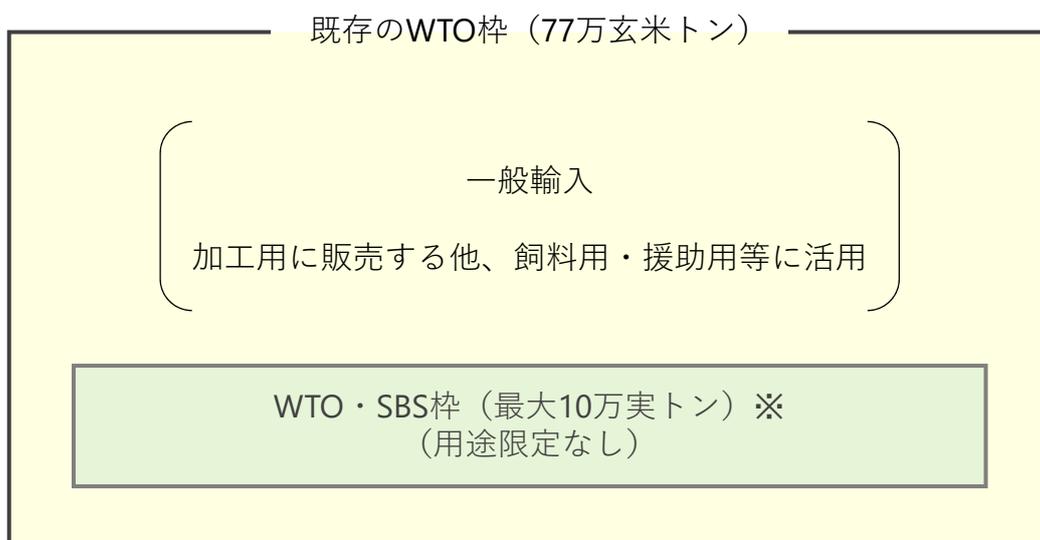
米

- 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、米関係は、**全て除外（米国枠も設けない）**。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】



【参考2】TPP合意内容

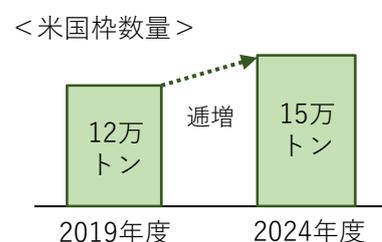
- 米・米粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠：5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外の米の加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

小麦

- **TPPと同内容**でマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（55円/kg）を維持）。
- **TPPと同内容**の米国枠を設定。

- ・マークアップ 既存のWTO枠内：段階的に2026年度までに45%削減
米国枠内：段階的に2026年度までに以下のとおり削減
（主要3銘柄：45%削減、その他の銘柄：50%削減）

- ・米国枠数量 2019年度12.0万トン(※)→2024年度15.0万トン
(※) 発効日から年度末までの月数に応じて算出



(参考)

- ・既存のWTO枠数量：574万トン
- ・TPPの国別枠数量
カナダ枠：4.0万トン（1年目）→5.3万トン（7年目）
豪州枠：3.8万トン（1年目）→5.0万トン（7年目）

大麦

- **TPPと同内容**でマークアップを削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（39円/kg）を維持）。
- TPPではTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない。**

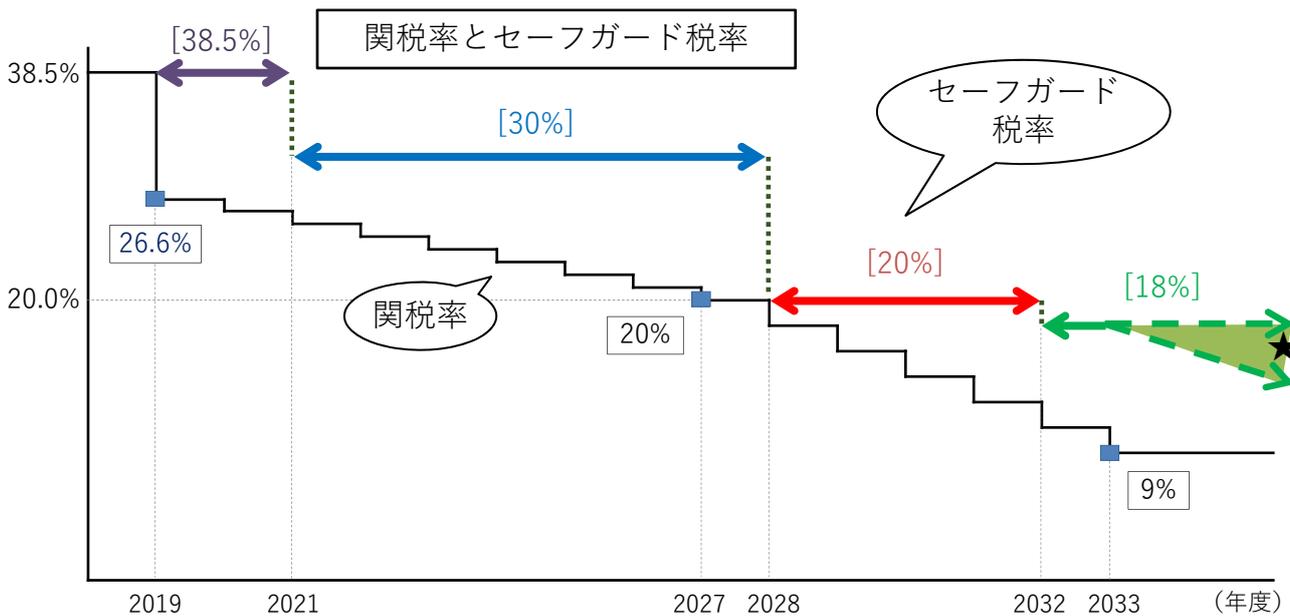
- ・マークアップ 既存のWTO枠内：段階的に2026年度までに45%削減

(参考)

- ・既存のWTO枠内数量：136.9万トン
- ・TPPワイド枠数量：1年目2.5万トン→9年目6.5万トン

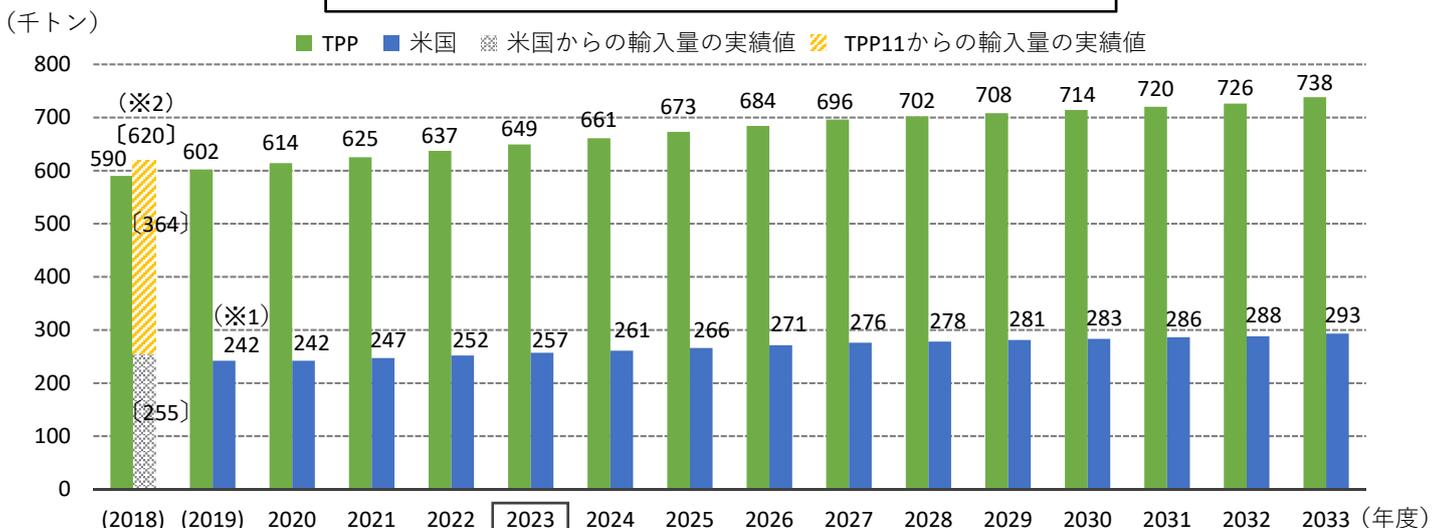
牛肉

- **TPPと同内容**で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、**米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する**方向で協議することに日米間で合意。
- セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン（2018年度の米国からの輸入実績25.5万トンを下回る）。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン。



★2033年度以降のセーフガード発動時の税率：
毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。4年間発動がなければ終了。

セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】



※1 発効日から年度末までの日数に応じた割合

を242千トンに乗じて算出

※2 〇内は輸入量の実績値

2022年度上半期までに米国と協議。それまでにTPP11協定が修正されていればTPP全体の発動基準に移行する方向で米国と協議。

注1：セーフガードが発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2：2月、3月に発動数量を超えた場合の適用期間、2028～32年度の四半期ごとの発動数量に関する適用期間、衛生上の問題により輸入が停止された場合の不適用期間については、TPPと同内容。

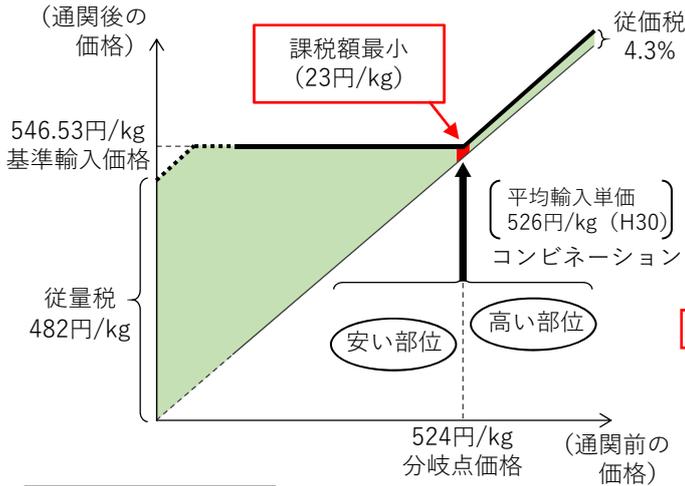
注3：現行の関税緊急措置は不適用。

豚肉

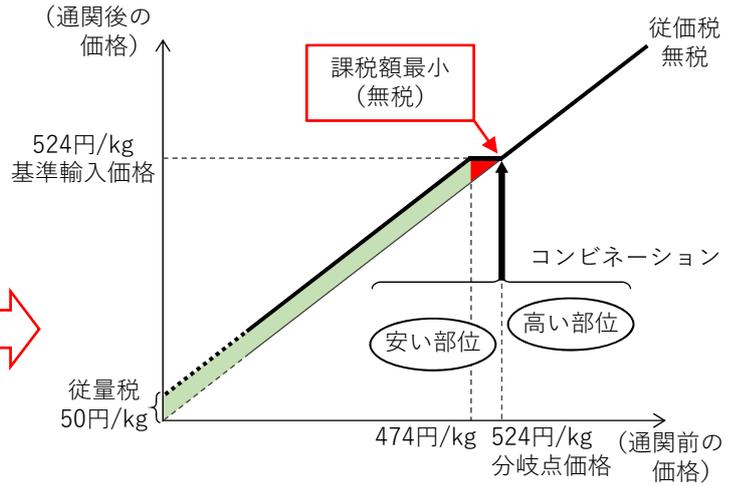
- **TPPと同内容**で差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
- 従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。

関税率（差額関税制度と分岐点価格）

【発効前】



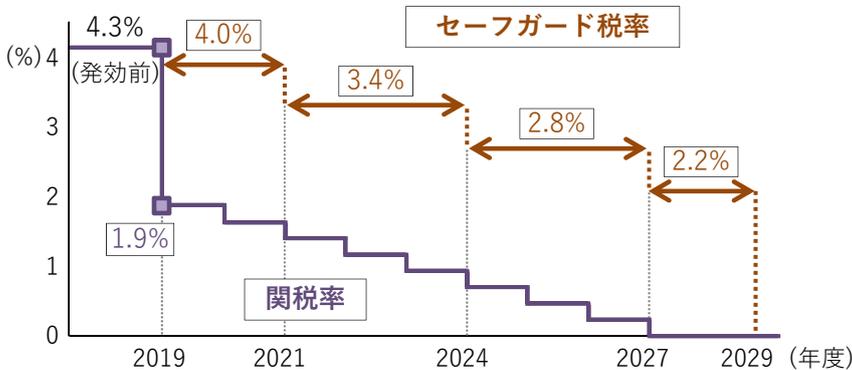
【関税削減最終年度】（2027年度）



セーフガード

【1. 従価税部分】

①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

過去3年間の輸入量（注）の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

2019年度	2020-23年度	2024-28年度
112%	116%	119%

（注）2021年度までは全輸入量、2022年度以降は399円/kg以上の輸入量

【2. 従量税部分】

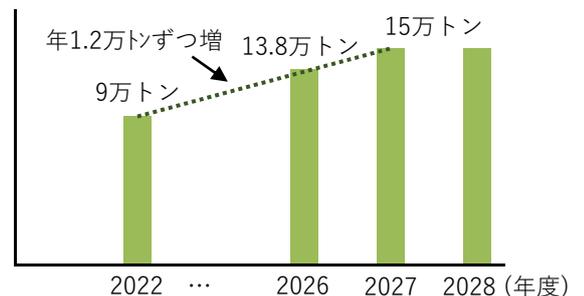
①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量

【米国とTPP11発効国からの輸入量の合計】

（注）399円/kg未満の輸入量
発動期間は年度末まで



注1：従量税部分のセーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2：現行の関税緊急措置は不適用。

脱脂粉乳・バター

- TPPではTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない。**

TPP合意内容	日米合意内容
<p>TPPワイド枠を設定</p> <p>※ ユーザー、商社等による輸入 (民間貿易)</p> <p>○ 枠数量 (脱脂粉乳・バターの合計) (生乳換算) :</p> <p>発効時6.0万トン ↓ 6年目7.0万トン</p> <p>○ 枠内税率 :</p> <p>(脱脂粉乳) 25% / 35% + 130 円/kg ↓ 25% / 35% (11年目)</p> <p>(バター) 35% + 290 円/kg ↓ 35% (11年目)</p>	<p>・ 新たな米国枠は設けない</p>

- ※ 脱脂粉乳について、既存のWTO枠（国家貿易・生乳換算13.7万トン）の枠内に、内数として、たんぱく質含有量を高めた規格基準の輸入枠（生乳換算0.5万トン）の設定を約束。

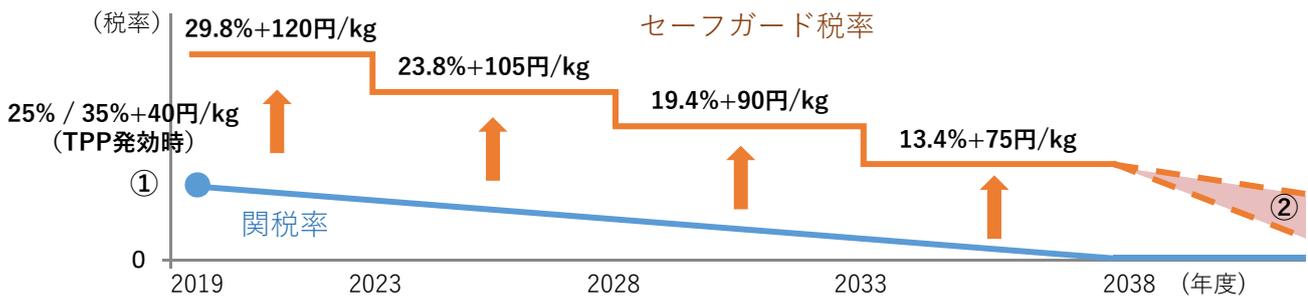
輸入方法：（独）農畜産業振興機構（ALIC）による輸入（国家貿易（SBS方式ではない））
 対象国：WTO加盟国
 枠数量：750トン（製品重量）（生乳換算0.5万トン）
 枠内税率：25%/35%+マークアップ
 規格基準：たんぱく質含有量（無脂乳固形分中）35%以上（現行34%以上）

ホエイ

- **TPPと同内容**で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。

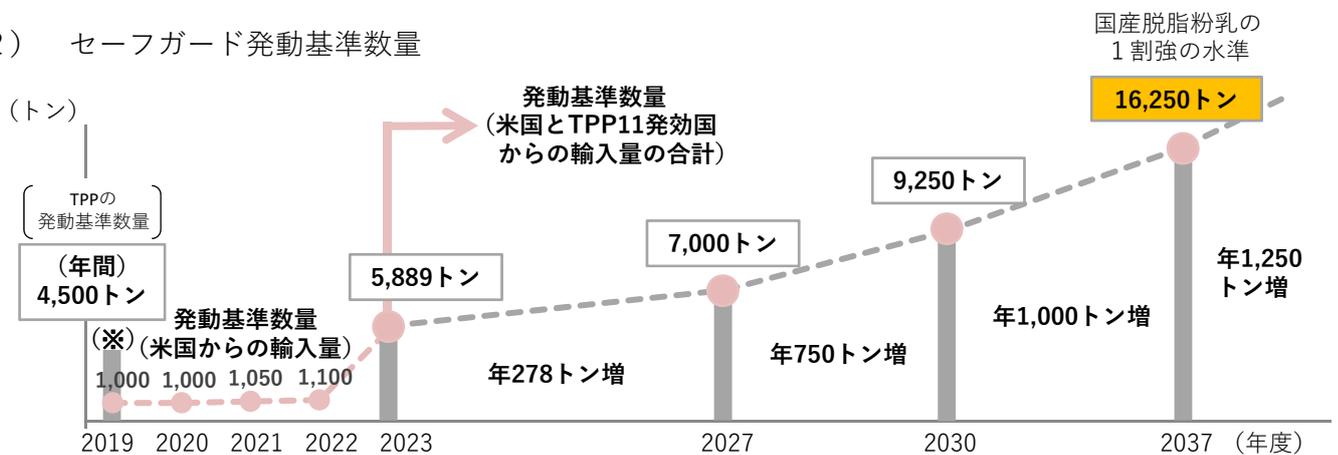
ホエイ（たんぱく質含有量25-45%）

(1) 関税率とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年（2016～18年度）の米国からの平均輸入価格（435円/kg）で換算すると141～182円/kg程度。
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25% / 35%に加えてマークアップを徴収（直近3年では9円～368円/kg）。
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kgまたは29.8%+ 687円/kg。
- ② 2038年度以降のセーフガード税率：毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減。3年間発動がなければ終了。

(2) セーフガード発動基準数量



※ 発効日から年度末までの日数に応じた割合を1,000トンに乗じて算出

注1：脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

注2：セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考) ホエイ（食用）の輸入量（製品重量）

(単位：トン)

		2016年度	2017年度	2018年度	シェア
全世界計		17,322	19,949	18,118	
TPP11	豪州	4,641	5,577	3,498	77%
	ニュージーランド	4,286	4,735	2,984	66%
	米国	142	702	336	7%
米国		1,298	1,428	1,054	23%

出典：財務省貿易統計（0404.10.111, 119, 121, 122, 129 (125, 126, 127, 128), 142, 151, 159, 161, 162, 169 (165, 166, 167, 168), 182)

チーズ

- TPPと同内容。
- TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない。**

チーズの区分		現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ 〔クリームチーズ、モッツアレラ等〕	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モッツアレラ等 (クリームチーズ以外) : 現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品 : 輸入品 = 1 : 3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満 : 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上 : 即時10%削減 (29.8%→26.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TPPと同内容 <p>〔ただし、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズの米国枠は設けない〕</p>
	②ブルーチーズ	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11年目までに50%削減 	
	③その他チーズ (熟成チーズ) 〔チェダー、ゴーダ、カマンベール等〕	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトチーズ (カマンベール等) : 現状維持 ・ ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等) : 段階的に16年目に撤廃 	
	※プロセスチーズ原料用チーズ (①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品 : 輸入品 = 1 : 2.5)			
加工したナチュラルチーズ	④シュレッドチーズ	22.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的に16年目に撤廃 	
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3% 又は 40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的に16年目に撤廃 	
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状維持 ・ 国別関税割当 〔豪、NZ、米に 各100t (当初) →150t (11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃〕 	

注1 : は関税撤廃の例外

注2 : 関税撤廃等の年は、2019年度発効の場合、TPP合意内容から1年短縮

園芸関連品

- トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁（一部除く）は、除外。
- オレンジのセーフガード発動基準数量は、**TPPの95%の水準**に設定。

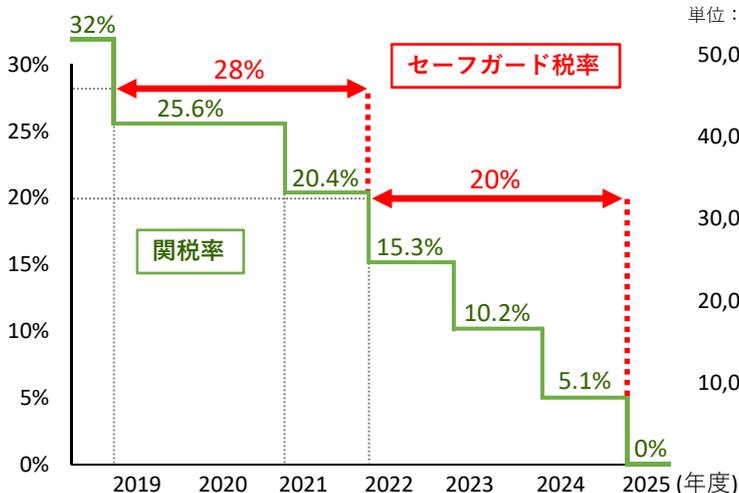
品目	現在の関税率		TPP合意内容	日米合意内容	輸入量 (2017～18年平均)	
						うち米国
トマト加工品	トマトケチャップ、 トマトソース	17%、21.3%	・段階的に11年目に撤廃	除外 ・1ラインは除外 ・2ラインはTPPと同内容 ・TPPと同内容 (セーフガードは米国向け発動基準数量をTPPの95%の水準で設定)	25万トン	5万トン
	調製した トマト	9%～13.4%	・即時撤廃又は段階的に6年目に撤廃			
	トマトピューレ・ペースト	枠内：無税 枠外：16%	・段階的に6年目に撤廃			
	トマトジュース	21.3%、29.8%				
りんご(生果)	17%	・段階的に11年目に撤廃		0.4万トン	470トン	
オレンジ(生果)	6月～11月：16% 12月～5月：32%	・4月～11月：段階的に6年目に撤廃 ・12月～3月：段階的に8年目に撤廃(セーフガードあり)		9万トン	5万トン	
ぶどう(生果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時撤廃	・除外	3万トン	1万トン	
りんご(果汁)	「19.1%」～ 「34%又は23円/kg のうちの高い方」	・段階的に8年目又は11年目に撤廃	・5ラインは除外 ・3ラインはTPPと同内容	8万トン	0.2万トン	
オレンジ(果汁)	「21.3%」～ 「29.8%又は23円/kg のうちの高い方」	・段階的に6年目又は11年目に撤廃	・11ラインは除外 ・1ラインはTPPと同内容	9万トン	0.1万トン	

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

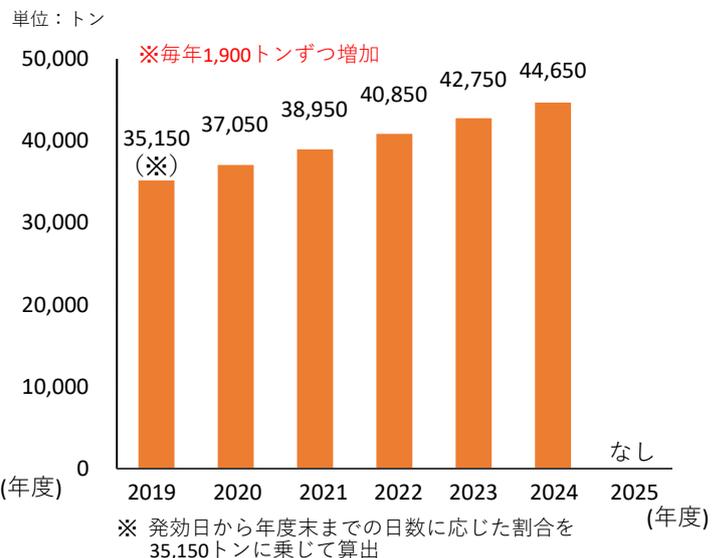
出典：貿易統計

○ 12～3月に輸入されるオレンジ(生果)のセーフガード措置について

関税率とセーフガード税率



セーフガード発動基準数量



注：セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考) 12月～3月にTPP12カ国から輸入されるオレンジ(生果)の輸入は22千トン、うち米国からの輸入が21千トン(シェア95%) (過去5年中3年平均)。

砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶

- 粗糖・精製糖、ココア調製品等、チョコレート菓子、こんにゃくいも、落花生の一部、茶の一部は、**除外（米国枠も設けない）**。
- 砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、**TPPと同内容**。

品目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注1)	輸入量 (2017~18年平均)					
				うち米国					
粗糖	無税+調整金	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発用試験輸入枠500t：無税+無調整金 ・糖度99.3度未満の高糖度原料糖：無税+調整金削減 ・その他：関税・調整金維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・除外（米国枠も設けない） 	121万トン	0.1万トン				
精製糖	21.5円/kg + 調整金								
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	29.8%								
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	28%								
砂糖と粉乳等を混ぜたもの (含糖率約8割)	29.8%								
チョコレート菓子	10%								
ココア調製品 (2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%								
こんにゃくいも	こんにゃくいも					枠内：40% 枠外：2796円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・除外（枠外税率の維持等） ・TPPと同内容（枠内のむき身のもの） 	4万トン	1万トン
	製品					21.3%			
落花生	枠内：10% 枠外：617円/kg					枠内：即時撤廃 枠外：段階的に8年目に撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・1ラインは除外 ・1ラインはTPPと同内容 	0.4万トン	0.9トン
緑茶	17%	・段階的に6年目に撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・1ラインは除外 ・1ラインはTPPと同内容 	0.4万トン	0.9トン				
砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖 (ぶどう糖及びぶどう糖水)	21.3%~85.7%又は25円/kg~60.9円/kgの高い方	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当（国別枠）新設 枠数量：450トン→1,350トン（11年目） 枠内税率：無税（即時） ※砂糖部分の関税・調整金は維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容 	1万トン	362トン				
コーンスターチ、ばれいしょでん粉	（枠内）糖化・化工でん粉用：無税+調整金 糖化・化工でん粉用以外：25% （枠外）119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当（国別枠）新設 枠数量：2,500トン→3,250トン（6年目） 糖化・化工でん粉用：無税+調整金 糖化・化工でん粉用以外：無税 				1万トン	43トン		
小豆	枠内：10% 枠外：354円/kg	枠内：即時撤廃 枠外：現行維持				2万トン	590トン		
いんげん	枠内：10% 枠外：354円/kg	枠内：即時撤廃 枠外：現行維持				1万トン	0.2万トン		

注1：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

注2：精粉ベース

出典：貿易統計

鶏卵、鶏肉、軽種馬、天然はちみつ

- 鶏肉（生鮮、冷蔵）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含むもの）、殻付き卵は、**除外**。
- 鶏肉（冷凍）、鶏肉調製品（その他のもの）、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、**TPPと同内容**。

品目		現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017~18年平均)	うち米国
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵丸鶏、冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きもも肉を除く）：段階的に6年目に撤廃 その他：段階的に11年目に撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 除外（生鮮、冷蔵） TPPと同内容（冷凍） 	56万トン	2万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 牛・豚の肉を含むもの：段階的に11年目に撤廃 その他：発効時に20%削減し、以後段階的に6年目に撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 除外（牛・豚の肉を含むもの） TPPと同内容（その他のもの） 	50万トン	131トン
鶏卵	殻付き卵	17%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵・冷凍のもの：発効時に20%削減し、6年据え置き後、7年目から段階的に13年目に撤廃 その他：段階的に11年目に撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 除外 	0.1万トン	92トン
	全卵又は卵黄	18.8%~21.3%又は48~51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 全卵粉：発効時に50%削減し、6年据え置き後、7年目にさらに25%削減し、6年据え置き後、13年目に撤廃 その他：段階的に6年目に撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> TPPと同内容 	3万トン	2万トン
	卵白	8%	<ul style="list-style-type: none"> 即時撤廃 		8万トン	1万トン
天然はちみつ	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に8年目に撤廃 	4万トン		39トン	
軽種馬	340万円/頭	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠馬：即時撤廃 競走馬：段階的に16年目に撤廃 セーフガードを措置 競走馬の取引価格が850万円/頭の発動基準価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算 		218頭 〔妊娠馬3頭 競走馬215頭〕	130頭 〔妊娠馬3頭 競走馬127頭〕	

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

出典：貿易統計

鶏卵の重量は殻付き換算ベース。

小麦の加工調製品等

- いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、**除外**。
- 麦芽（米国枠）、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スパゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、**TPPと同内容**。

品 目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017～ 18年平均)	
				うち米国	
いった小麦、 小麦粉等 (国家貿易品 目)	枠内：19.2～25%+ マークアップ 枠外：85円/kg～ 134円/kg	・ 枠内： 関税割当（TPPワイド枠）新設 枠内税率：無税+マークアップ ・ 枠外：現行維持	・ 除外（米国枠も 設けない）	0.4万トン	172トン
その他の 小麦粉調製品	16～28%	・ 関税割当（TPPワイド枠）新設		5万トン	658トン
麦芽	枠内：無税 枠外：21.3円/kg	(枠外) ・ 段階的に11年目に撤廃 又は ・ 関税割当（国別枠）新設 発効時：20.70千トン 11年目：33.05千トン ※カナダ、豪州も国別枠	・ 1ラインは除外 ・ 2ラインはTPPと 同内容（米国枠）	51万トン	0.5万トン
ベーカリー 製品製造用 小麦粉調製品	16～24%	・ 関税割当（国別枠）新設 発効時：10,500トン 6年目：12,000トン	・ TPPと同内容	4万トン	0.6万トン
スパゲティ、 マカロニ	30円/kg	・ 段階的に9年目に60%削減		14万トン	2万トン
その他の パスタ	34円/kg	・ 段階的に9年目に55%削減		2万トン	142トン
ビスケット、 クッキー、 クラッカー	13～15%	・ 段階的に6年目に撤廃		2万トン	733トン

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

出典：貿易統計

牛肉・豚肉の加工調製品等

- 生きた牛、豚（子豚、成豚の従量税部分）、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、**除外**。
- 牛内臓（ハラミ等）、牛タン、豚肉調製品（ハム・ベーコン、ソーセージ等）は、**TPPと同内容**。

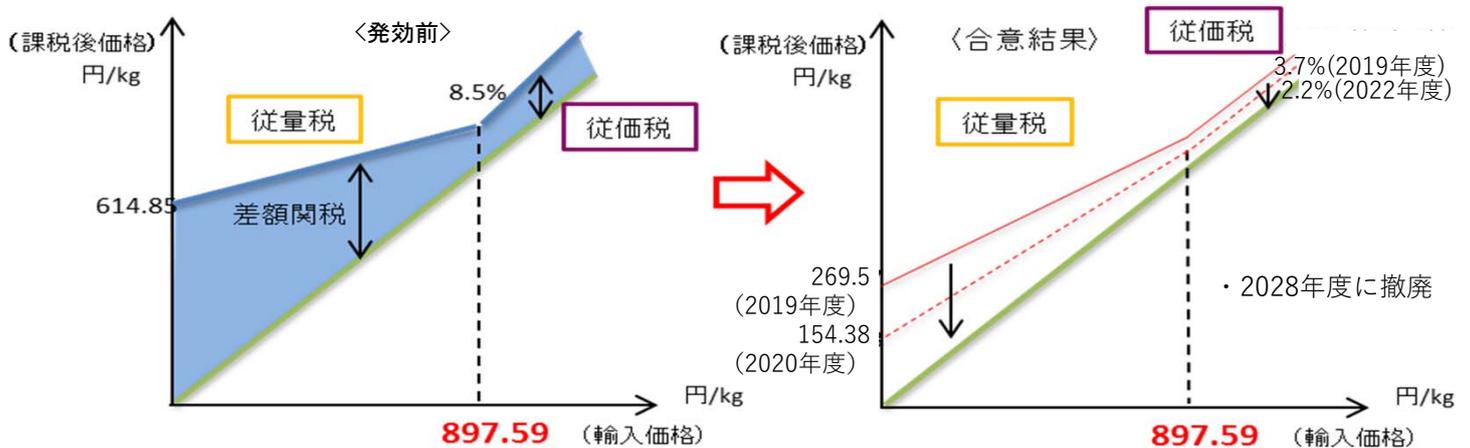
品目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017-18年平均)	
				うち米国	
牛生体	38,250～ 63,750円/頭	・段階的に16年目に撤廃	・除外	1万頭	－
牛肉30%未満の調製品	21.3%	・段階的に11年目に撤廃		353トン	－
塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉	161.50円/kg	・段階的に16年目に撤廃		5トン	－
子豚	8.5%	・即時撤廃		52頭	－
その他牛肉等調製品	10～50%	・段階的に16年目に撤廃	・12ラインは除外 ・5ラインはTPPと同内容	0.4万トン	27トン
成豚（差額関税）	差額関税	・段階的に16年目に撤廃	・除外（従量税部分） ・TPPと同内容（従価税部分）	762頭	180頭
牛内臓（ハラミ等）	12.8%	・発効時に50%削減し、以後段階的に13年目に撤廃	・TPPと同内容	3万トン	2万トン
牛タン	12.8%	・発効時に50%削減し、以後段階的に11年目に撤廃		4万トン	2万トン
豚肉調製品（ハム・ベーコン等差額関税のもの）	差額関税	・発効時に50%削減し、以後段階的に11年目に撤廃 ・セーフガードあり【次頁参照】		0.9万トン	0.1万トン
豚の冷凍の内臓	8.5%	・発効時に50%削減し、以後段階的に8年目に撤廃		2万トン	2万トン
冷凍の牛肝臓	12.8%	・段階的に16年目に撤廃		0.1万トン	0.1万トン
豚の冷蔵の内臓、冷凍の肝臓	8.5%	・段階的に11年目に撤廃		90トン	57トン
豚肉調製品（ソーセージ等差額関税でないもの）	10～20%	・段階的に6年目に撤廃		(ソーセージ) 3万トン (その他) 20万トン	(ソーセージ) 1万トン (その他) 12万トン

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

豚肉調製品の関税率・セーフガード

- ・ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、**TPPと同内容**の関税率。
- ・2028年度までは、輸入急増の場合に、関税を発効前の45～85%に戻すセーフガードを措置。

○ 関税率



○ セーフガード

セーフガード税率

2019-21年度	2022-26年度	2027-28年度	2029年度
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

2019年度	2020-23年度	2024-28年度
115%	118%	121%

乳製品の加工調製品等

- PEF（調製食用脂）、アイスクリーム・氷菓、全粉乳・バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、**除外（米国枠も設けない）**。
- フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、**TPPと同内容**。
- 特定の用途・種類のホエイは、**TPPと同数量**の米国枠を設定。

品目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容	輸入量 (2017-18年平均)	
				うち米国	
PEF (調製食用脂)	関税割当(枠数量18,977トン) 枠内：25% 枠外：29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を21年目に撤廃	・除外	1.6万トン (注1)	-
アイスクリーム・氷菓	・アイスクリーム：21.0%～29.8% ・氷菓：21.3%～29.8%	・アイスクリーム：段階的に6年目に63%～67%削減 ・氷菓：段階的に11年目に撤廃		0.7万トン	673トン
加圧容器入り ホイップクリーム (4類)	25.5%	・発効時に基準税率の50%を削減し、以後段階的に6年目に撤廃		173トン	-
乳幼児用粉ミルク	加糖：23.8%、無糖：21.3%	・段階的に11年目に撤廃		3トン	-
その他の乳製品 (乳成分が全重量の30%以上)牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、粉乳調製品、バター調製品等	関税割当(枠数量：133,940トン(生乳換算)) 枠内：12%～35% 枠外：29.8%+679円/kg等	・既存の関税割当の枠内税率を段階的に6、11年目に50～90%削減、又は撤廃		1.7万トン	6トン
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易：25%～35%+マークアップ 枠外：25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・関税割当（TPPワイド枠）新設 枠内税率：従量税部分の撤廃 又は国産抱合せ無税	・除外（米国枠は設けない）	125トン	8トン
加糖れん乳	国家貿易：30%+マークアップ 枠外：25.5%+509円/kg等	・関税割当（TPPワイド枠）新設 枠内税率：即時撤廃		35トン	-
無糖れん乳	関税割当(枠数量：1,500トン) 枠内：25%、30% 枠外：25.5%+509円/kg等			0.2万トン	0.2トン
無糖ココア調製品	関税割当(国産：輸入=1:2.6) 枠内：抱合せ無税 枠外：21.3%	・関税割当（TPPワイド枠）新設 枠内税率：11年で50%削減又は 国産抱合せ無税		2.9万トン	194トン
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当（TPPワイド枠）新設 枠内税率：11年で50%削減		0.3万トン	-
フローズン ヨーグルト	加糖（10kg以下の直接包装）： 26.3%、無糖：29.8%	・段階的に11年目に撤廃	・TPPと同内容	8トン	7トン
乳糖、カゼイン、 ミルクアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時撤廃		9.8万トン	5万トン
ホエイ	国家貿易：25%/35%+マークアップ 関税割当： ・無機質濃縮 枠数量：14,000トン 枠内税率：25%、35% ・乳幼児用 枠数量：25,000トン 枠内税率：10% 枠外：29.8%+425円/kg等	・関税割当（国別枠）新設 (米国) ・無機質濃縮 枠数量：1千トン→4千トン（11年目）、枠内税率：25%、35%→0%（6年目） ・乳幼児用 枠数量：3千トン→3千トン（11年目）、枠内税率：即時撤廃 ・パーミエイト 枠数量：1千トン→2千トン（11年目）、枠内税率：即時撤廃 ※豪州、NZも国別枠	・TPPと同数量の米国枠を設定 (枠数量：1年目5.4千トン→10年目9.0千トン)	1.8万トン (注2)	0.2万トン (注2)

注1：PEFの輸入量は、関税割当枠内での輸入量
 注2：ホエイの輸入量は、無機質濃縮ホエイと乳幼児用ホエイの合計
 注3：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮

林産品

■ TPPで関税撤廃した木材全て除外。

主要品目	TPP合意内容	日米合意内容
熱帯木材合板（その他）	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	・ 全て除外
広葉樹合板	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
熱帯木材合板（14種）	段階的に11年目に撤廃（8.5%～10%→0%）	
針葉樹合板	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
OSB	段階的に11年目に撤廃（5%～6%→0%）	
パーティクルボード	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
SPF製材	段階的に11年目に撤廃（4.8%→0%）	
造作用LVL	段階的に11年目に撤廃又は即時撤廃（6%→0%）	
造作用集成材	段階的に11年目に撤廃又は即時撤廃（6%→0%）	
その他建築用木工品（CLT）	段階的に9年目に撤廃（3.9%→0%）	
ブロックボード等	即時撤廃（6%→0%）	
フリー板	即時撤廃（2.9%→0%）	
さねはぎ加工	即時撤廃（5%→0%）	
MDF	即時撤廃（2.6%→0%）	
その他建築用木工品（CLT以外）	即時撤廃（3.9%→0%）	
その他木製品	即時撤廃（2.9%→0%）	

※まつたけ（現行税率：3%）等の一部の特用林産物については即時撤廃等（TPP合意の範囲内）。

水産品

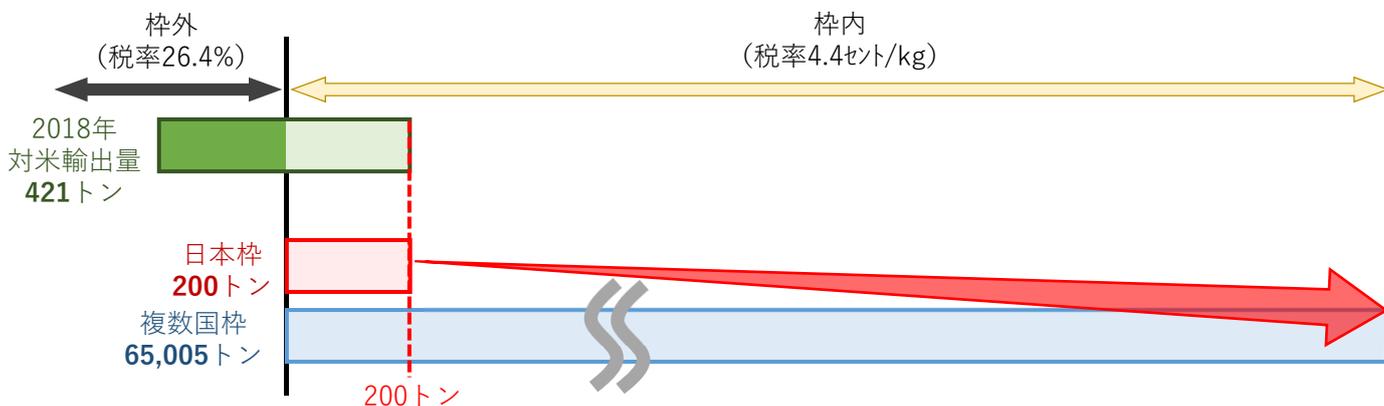
■ TPPで関税削減・撤廃したもの全て除外。

主要品目	TPP合意内容	日米合意内容
のり、こんぶ、のり・こんぶ調製品	即時に15%削減（1.5円→1.28円、15%～40%→12.7%～34%）	・ 全て除外
わかめ、ひじき	即時に15%削減（10.5%→8.9%）	
あじ、さば	12年目に撤廃（8年間現行税率維持）（7%（さば冷凍）→0%）、10%（あじ生鮮・冷凍、さば生鮮）→0%）	
さんま、かたくちいわし	生鮮：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）、冷凍：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
ぶり	活魚：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）、冷凍：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
するめいか	段階的に11年目に撤廃（5%→0%）	
あかいか、やりいか	生鮮：段階的に11年目に撤廃（5%→0%）、冷凍：段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
まいわし	生鮮：段階的に11年目に、冷凍：段階的に6年目に撤廃（10%→0%）	
ほたてがい	段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
太平洋くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ	段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
大西洋くろまぐろ	生鮮：段階的に6年目に、冷凍(フィレ含む)：段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
きはだまぐろ、かつお	即時撤廃（3.5%→0%）	
びんながまぐろ	生鮮：段階的に11年目に、冷凍：段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
ぎんざけ、ます	段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
べにざけ	生鮮：段階的に6年目に、冷凍：即時撤廃（3.5%→0%）	
太平洋さけ（しろざけ、ますのすけ等）	段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
ひらめ・かれい	即時撤廃（3.5%→0%）	
まだら	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（6%→0%）	
すけそうだら	生鮮：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）（10%→0%）、冷凍：段階的に6年目に撤廃（6%→0%）	
すけそうだらのすり身	即時撤廃（4.2%→0%）	
たらの卵	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（4.2%→0%）	
にしん	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（6%→0%）	
にしんの卵	即時撤廃（冷凍：4%→0%、塩蔵：8.4%→0%）	
かに（ずわいがに・たらばがに等）	即時撤廃（4%→0%）	
えび、えび調製品	即時撤廃（1%～5.3%→0%）	
まぐろ缶詰	即時撤廃（9.6%→0%）	
うなぎ調製品（蒲焼）	段階的に11年目に撤廃（9.6%→0%）	

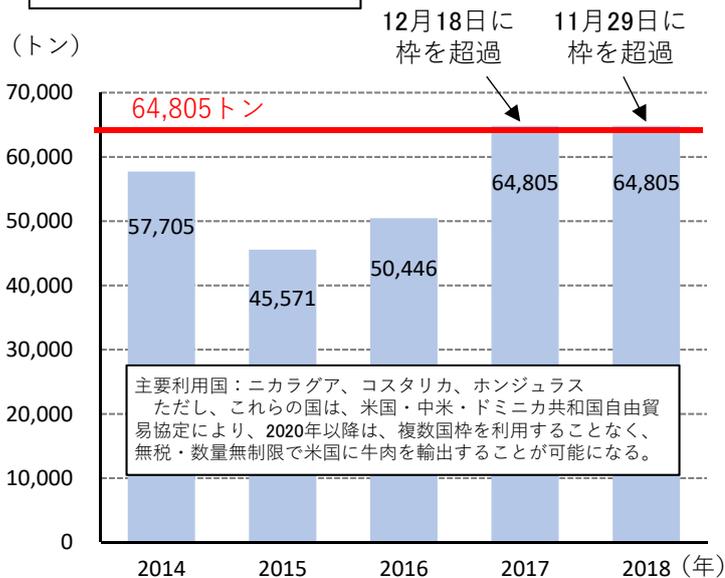
牛肉の輸出

■ 米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トン（2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過）と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの**複数国枠へのアクセスを確保**。

枠数量

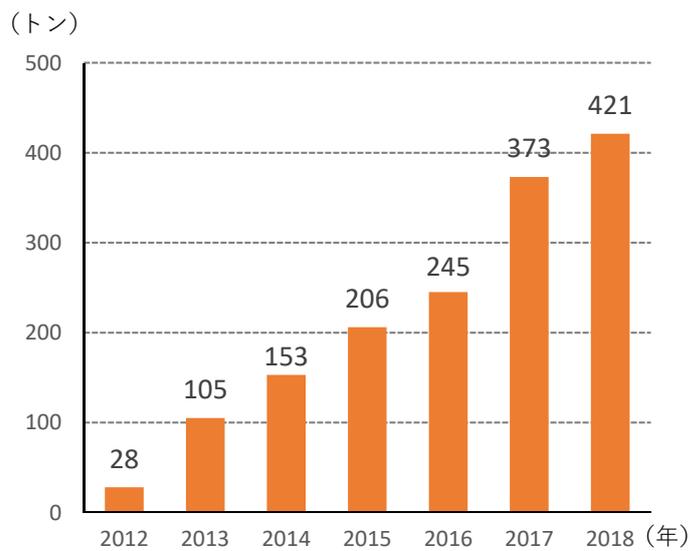


複数国枠の利用状況



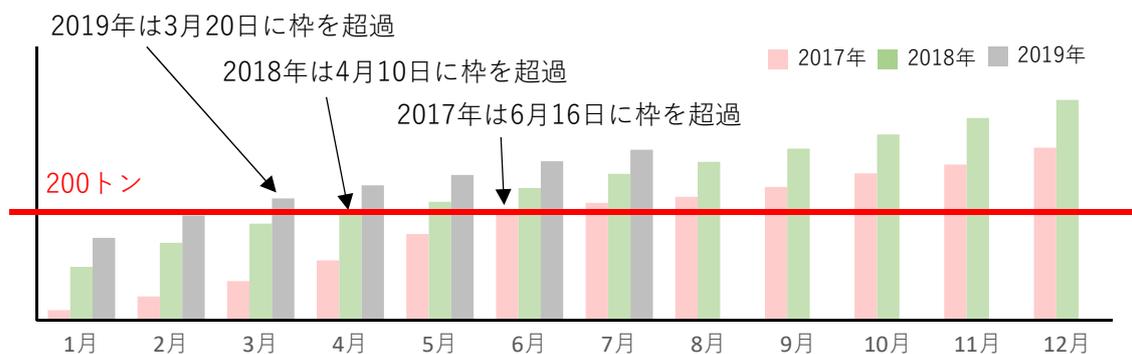
資料：U.S. Customs and Border Protection Quota Report
USDA A Review of U.S. Tariff Rate Quotas for Beef Imports

最近の対米牛肉輸出量



資料：貿易統計

【参考1】日本枠の利用状況（イメージ）



【参考2】TPP合意内容

- ・ 日本枠（無税） 発効時3,000トン→14年目6,250トン
- ・ 枠外税率を15年で撤廃

その他日本からの輸出関心品目

■ 我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の関税削減・撤廃を獲得。

<米国が関税削減・撤廃する主な品目>

品目名	現在の関税率	日米合意内容	輸出実績 (2017-18平均)
醤油	3%	段階的に5年目に撤廃	1,667万ドル
菓子類	2%~12.2%	段階的に2~10年目に撤廃、 段階的に3~5年目に50%削減	1,172万ドル
ながいも (冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	729万ドル
切り花	3.2%~ 6.4%	段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減	220万ドル
緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	96万ドル
盆栽等	1.4%~ 4.8%	即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃	48万ドル
柿	2.2%	即時撤廃	2万ドル
メロン	1.6%~28%	即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3~5年目に50%削減	0.3万ドル

出典：米国政府提供

日米貿易協定の経済効果分析（暫定値）

内閣官房TPP等政府対策本部

1 分析手法

◇ 一般的な経済分析モデルであるGTA Pを用いて、2015年「TPP協定の経済効果分析」及び2017年「日EU・EPA等の経済効果分析」と同じ手法^(※)により、日米貿易協定の合意内容に基づく関税引下げ効果による総合的な経済効果分析を暫定的に実施。なお、今回の暫定分析では、貿易円滑化効果は織り込んでおらず、また、日米デジタル協定のもたらしうる効果についても定量的な試算前提を置いていない。

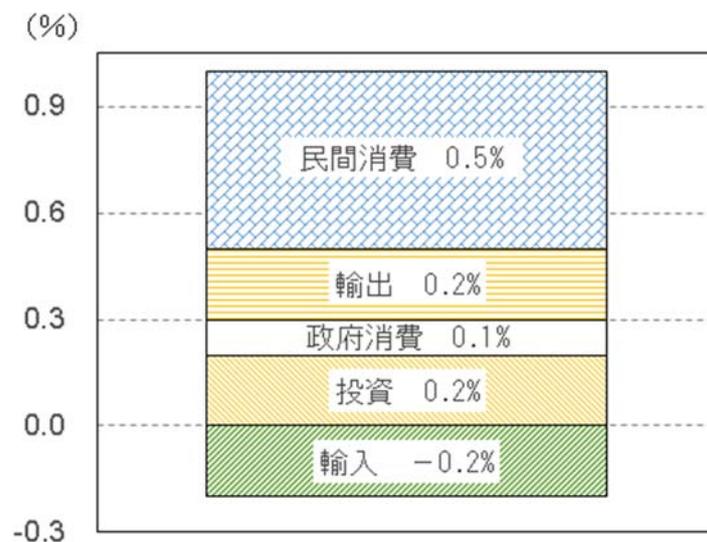
(※) 関税引き下げによる外生的な変化を契機として、価格や貿易数量に変化が生じる。それを受けて、国内における各種主体の行動が変化し、①所得増が需要増、投資増へとつながり、②貿易開放度上昇が生産性を押し上げ、③実質賃金率上昇が労働供給を拡大する、といった成長につながるメカニズムを織り込んでいる。

◇ 上記分析は、日米貿易協定の効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点（10～20年を想定）におけるGDP水準の押し上げ効果のシミュレーションを行うものである。

◇ 農林水産物については、2015年及び2017年と同様、その影響については、農林水産省によって示された暫定試算結果をGTA Pモデルに組み入れて試算している。

2 経済効果

我が国の実質GDPは、日米貿易協定が無い場合に比べて約0.8%押し上げられると見込まれる。2018年度GDP水準で換算すると約4兆円に相当。（その際、労働供給は約0.4%（約28万人）増加すると見込まれる。）



日米貿易協定の純効果

※ 農林水産物の生産減少額：約600～1,100億円

日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について(試算) 【暫定版】

令和元年10月
農林水産省

1. 試算方法(暫定版)

(1) 試算対象品目

関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目。

(2) 生産額への影響の算出方法

早期の情報提供の観点から、日米貿易協定の合意内容を踏まえ、「農林水産物の生産額への影響について」(平成27年12月)等のこれまで行ってきた算出方法に、直近の生産額や単価を当てはめ、暫定版として機械的に算出した。

2. 試算の結果(暫定版)

農林水産物の生産減少額: 約600億円～約1,100億円

※日米貿易協定とTPP11を合わせた影響を同様に試算すると、農林水産物の生産減少額は、約1,200億円～約2,000億円。

3. 品目ごとの生産額への影響(暫定版)

品目名(計33品目)	生産減少額
米	除外
小麦	約34億円
大麦	約0.5億円
砂糖	0億円
でん粉	約0.5億円
牛肉	約237億円～約474億円
豚肉	約109億円～約217億円
牛乳乳製品	約161億円～約246億円
小豆、いんげん、落花生	0億円
こんにゃくいも	除外
茶	-
加工用トマト	0億円
かんきつ類	約19億円～約39億円
りんご	約2億円～約5億円
パインアップル	除外
鶏肉	約16億円～約32億円
鶏卵	約24億円～約48億円
林産物(合板等)	除外
水産物(あじ等13品目)	除外

〔注意事項〕

- ・ 試算を行った品目の国内生産額の合計は、試算に用いた価格・生産量で機械的に求めると、計約7兆6千億円。
- ・ 3. の生産減少額のうち、「除外」: 交渉で除外を獲得したもの、「0億円」: 交渉結果等により影響が見込まれないもの
「-」: 輸入実績がほとんどないもの

日米貿易協定に係る 関税収入減少額及び関税支払減少額 の試算について

令和元年10月

内閣官房
財務省
農林水産省
経済産業省

日米貿易協定：我が国の関税収入減少額（機械的試算）

（単位：億円）

	関税収入減少額	
	初年度	最終年度
農産品	450	1,020
米	0	0
麦	0	0
牛肉	190	500
豚肉	30	60
乳製品	10	50
砂糖	0	0
その他	220	420
鉱工業品	10※	10※
合計	460	1,030

※当該減少額は、動植物由来の加工品等に係る減少額。

平成30年度の米国からの各品目の輸入実績が将来にわたって一定等の仮定のもと、各品目について「平成30年度輸入実績×（基準となる税率－日米貿易協定税率）」を計算し、それらを合算したもの。（財務省試算）

なお、平成30年度の我が国の関税収入額は約1兆711億円（決算ベース）であり、そのうち米国からの関税収入額は約1,570億円。内訳は農産品は約1,300億円（米：約2万円、麦：約800万円、牛肉：約650億円、豚肉：約60億円、乳製品：約50億円、砂糖：約4,400万円）、鉱工業品は約270億円。

（参考）関税とは別に徴収される、麦のマークアップは、初年度で46億円、最終年度で208億円の減収（平成29年度収入総額845億円（実績））が見込まれる。（農林水産省試算）

（注1）基準となる税率とは、基本税率、暫定税率、WTO協定税率等のうち、適用可能な最も低い税率のことをいう。

（注2）最終年度とは、日米貿易協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年度を指す。

（注3）平成30年度の米国からの関税収入額は輸入許可ベースの数字である。

（注4）輸入統計品目表に基づき、農産品（1～24類）（米（1006項）、麦（1001項及び1003項）、牛肉（0201項及び0202項）、豚肉（0203項）、乳製品（0401～0406項）、砂糖（1701項））、鉱工業品（25～97類）としている。

（注5）上記計数は、四捨五入のため、合計において一致しない場合がある。

日米貿易協定：我が国からの輸出にかかる関税支払減少額
（機械的試算）

（単位：億円）

	関税支払減少額	
	初年	最終年
工業製品	212	2,126
農林水産品	0	1
合計	212	2,128

工業製品は経済産業省、農林水産品は農林水産省において、「平成30年輸出実績×(MFN税率-日米貿易協定税率)」として機械的に計算。
平成30年の我が国から米国への関税支払額は、工業製品：約2,590億円、農林水産品：約2億円と試算。

（参考）仮に通商拡大法232条に基づき自動車及び自動車部品に25%の追加関税が賦課される場合には、関税支払額は約1兆9,421億円増加する（平成30年輸出実績を基に機械的に計算）。

（注1）米国国勢調査局貿易データ(2018年)を使用し、従価税品目のみを対象としている。

（注2）最終年とは、日米貿易協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年を指す。

（注3）上記計数は、四捨五入のため、合計において一致しない場合がある。

（注4）平成30年輸出実績が継続するとの前提を置いており、牛肉のように低関税枠が増え、その適用を受けることに伴う関税支払減少は考慮していない。

＜参考＞日米協定における日本の農林水産品及びアルコールに係る譲許内容

		貿易額(2018年)
農林水産品及びアルコール※1		164億ドル
うち現行税率維持		92億ドル(56%)
うち無税		59億ドル(36%)
うち撤廃、削減等		72億ドル(44%)
うち関税撤廃		42億ドル(26%)
うち即時撤廃		13億ドル
うち2年目以降撤廃		29億ドル
うち関税削減等		30億ドル
うちマークアップ削減		7億ドル

※1:農林水産省所管品目(農林水産品)及び22類のアルコールを計上。

※2:小数点第一位を四捨五入。

※3:2018年における日本の輸入額に基づき計算。